

## 三重県中国ビジネスサポートデスク現地レポート

平成 26 年 1 月 20 日

上海デスク 鈴木 正治

(上海納克名南企業管理諮詢有限公司  
董事・総経理)

### 会社法の改正（授權資本金登記制度への移行）について

2013年12月28日、中国の会社法（中華人民共和国公司法）の改正案が可決され、2014年3月1日より施行されることとなりました。

内容は“資本金”に関するものであり、既に上海自由貿易区等の一部地域では先行的に試行されていましたが、それが今回の改正により、全国で施行されることとなります。

今回の改正は、中国政府による企業経済活動への介入を減少させると共に、行政の効率化・簡素化を進めていくことにより市場の活性化を図っていくという方針を反映させたものとなります。以下、改正内容について記載します。

#### 1. 改正内容（払込資本金登記制度から**授權資本金登記制度への移行**）

##### ① 最低資本金制度の廃止

最低資本金額については、現行会社法では有限公司3万元、一人有限責任公司10万元、株式有限公司500万元と規定していますが、今回の改正でその最低資本金を規定した条文が削除されました。つまり、別途要求のある業種等を除き、原則、資本金1元でも有限公司を設立できるように規制緩和が図られています。

##### ② 出資証明証書（驗資証明）作成義務の廃止

資本金が払い込まれると、会計事務所が出資を証明する法定資料として、驗資証明を発行していましたが、この作成を義務付ける条文が削除されます。

##### ③ 資本金払込額の登記義務撤廃（7条の改定）

營業許可証にはそのときの資本金払込額が記載されており、資本金が払い込まれる都度、驗資証明書に基づき、營業許可証の書換えが必要となります。改正により驗資証明の作成義務が不要となることから、營業許可証には資本金払込額の記載が不要となります。

##### ④ 現金出資比率の廃止

資本金には現金出資だけではなく現物出資がありますが、現金出資比率は登録資本金の30%以上であることが要求されてきました。今回の改正にてこの比率が廃止され、出資者が会社定款にて自主的に約定できるようになります。

##### ⑤ 払込期限の廃止

現行法では資本金の払込期限はその資本金額により定めがあり、例えば、初回営業許可証を取得した日から90日以内に20%以上の資本金を払い込み、資本金全額の投入を2年以内に完了させる等の定めがあります。

今回の改正により、出資者が会社定款にて自主的に約定できるようになります。

## 2. 外資企業への影響

外資企業は会社法の適用を受けると同時に、外資三法（外資企業法、中外合資経営企業法、中外合作経営企業法）の特別法が適用されています。そのため、外資三法との関連を考慮しなければなりません。とはいえ実務上会社法の規定に基づくこともありますので、そういった意味では資本金の初回の払込金額や払込期限について（上記1の④⑤）は、緩和がなされると推測できます。

また、資本金が払い込まれた際の验资証明（上記1の②）が不要となれば、会計事務所に支払っていた手数料という意味では手続きコストを減少させることができますが、現行の他の規定では、払い込まれた資本金の換金やその他手続きにおいても、手続き上、验资証明が必要となるため、外資企業はやはり验资証明によって管理されるのではないかと考えます。

なお、総体的には手続きは簡素化される方針であることは間違いないので、営業許可証上、資本金を払い込む都度、書換えを行うといった手間は解消されていくもの（上記1の③）と思われます。

さて、関心が強いと思われる最低資本金制度の廃止（上記1の①）についてですが、これまでもそうであったように、法律とは異なり、地域ごと（区や開発区等の単位で）に、ある程度の最低資本金の目安が存在している地域が存在していることから、今回の改正で緩和傾向にあるとはいえ、今後も個々に判断をしていく必要があります。また、増値税一般納税人申請を行う際や、貿易権を申請する際、会社の規模感により、一定の資本金額以上を目安に各部門が申請を受理している現状からすると、仮に外資企業がこれまでと比較して大幅に低い資本金額にて設立認可を得たとしても、その後の手続きにて影響を受ける可能性があります。そのため、資本金の決定については、地域、設立後の手続きの影響を考慮しながら、事前に当局と相談のうえ、総合的に判断をする必要があるでしょう。

以上より会社法上は規制緩和となりますが、外資企業は今後も一定の管理が継続されていくものと思われます。

なお上海自由貿易区においては、既に試験的に外資三法に定める外資企業の設立等に関する批准手続きを3年間停止し、すべて届出による管理へと変更しており、最低資本金等について規制が緩和されていますので、この3年間で蓄積していくデータから効果等を考慮して、今後の外資三法の改正に役立てるものと考えられます。